

平成 2 5 年度

湖北地域消防本部 消防職員募集要項

□ 受付期間 平成 2 5 年 7 月 2 9 日 (月) ~ 同年 8 月 1 9 日 (月)

□ 第 1 次試験 平成 2 5 年 9 月 2 2 日 (日)

湖北地域消防本部

湖北地域消防本部・職員募集要項

1 試験区分及び採用予定人員

職 種	区 分	採 用 予 定 人 員
消防職	中 級	6 人程度

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

昭和 6 2 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第 1 次試験

(1) 日時及び場所

平成 2 5 年 9 月 2 2 日 (日) 午前 9 時 1 5 分から (受付 午前 8 時 3 0 分から)

長浜バイオ大学 (長浜市田村町 1 2 6 6 番地)

(2) 方法

ア 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び能力について、択一式により、短大卒業程度の筆記試験を行います。

イ 適性検査

消防職員としての適応性について検査します。

(3) 結果発表

平成 2 5 年 1 0 月上旬に、湖北地域消防組合公告式条例に定める掲示場に掲示し、湖北地域消防本部のホームページに掲載のほか、受験者に通知します。

4 第 2 次試験

(1) 日時及び場所

第 1 次試験結果発表の際に合格者にお知らせします。

(2) 方法

ア 作文試験・・・文章による表現能力について作文試験を行います。

イ 口述試験・・・集団討論及び個人面接等による試験を行います。

ウ 体力試験・・・職務遂行に必要な体力を試験します。

5 最終合格者の発表

平成25年11月上旬に、湖北地域消防組合公告式条例に定める掲示場に掲示し、湖北地域消防本部のホームページに掲載のほか、第2次試験受験者に通知します。

6 採用及び給与

(1) 採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員に応じて順次採用が決定されます。

この名簿は1年間有効となります。

(2) 給与

初任給は、月額155,700円(平成25年4月・中級の場合)程度です。学歴、採用前の経歴に応じて一定の基準に従い給料が加算される場合があります。

上記のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、夜間勤務手当、期末・勤勉手当等が条例に基づき支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書等は、下記のところに請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「消防職(中級)受験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒(角形2号: 33cm×24cm、120円切手を貼付)を同封してください。

〒526-0033 長浜市平方町1135番地
湖北地域消防本部 総務課内
湖北地域消防本部職員選考委員会
電話 0749-62-4194

上記のほか、湖北地域消防本部の各消防署、分署、出張所並びに長浜市役所、米原市役所にも受験申込書等があります。(ただし、郵便による請求はできません。)

(2) 受験の申し込み

受験申込書に必要事項を記入し次の書類を添えて湖北地域消防本部職員選考委員会へ申し込んでください。

なお、郵便で申し込む場合は、宛先を明記した返信用封筒(長形3号: 12cm×23.5cm、80円切手を貼付)を同封してください。

ア 自筆履歴書(学歴及び職歴を記入) 1 通

イ 6ヶ月以内に撮影した写真 2 枚

(横3.0cm×縦4.0cm、上半身、脱帽、正面向き) (1枚は履歴書に貼付)

(3) 受付期間

平成 2 5 年 7 月 2 9 日 (月) から平成 2 5 年 8 月 1 9 日 (月) までの執務時間中
(午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで、但し、土・日曜日は閉庁)

郵送の場合は、8 月 1 9 日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込書を受理した場合は、受験票を交付します。郵便による申込者には受験票を郵送しますが、締め切り日以後、1 週間を過ぎても受験票が届かない場合は、湖北地域消防本部職員選考委員会に問い合わせてください。

受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 その他

(1) 採用は、平成 2 6 年 4 月 1 日以降となる予定です。

(2) 採用後、滋賀県消防学校に入校し、約 6 ヶ月間消防職員として必要な基礎知識及び技能について教育訓練を受けることになります。

(3) 勤務形態は、週 3 8 時間 4 5 分の毎日勤務及び 2 4 時間制交替勤務があります。